



2025 年 4 月 - 2030 年 3 月

中期事業計画書

～みらいの医療文化をデザインする～

2025 年 3 月
公益財団法人日本医療機能評価機構

目次

I.	はじめに	1
II.	前中期事業計画（2018-2022 年度）の総括	2
III.	中期事業計画のビジョン・目標.....	7
IV.	事業別中期事業計画.....	8
IV-1.	独自事業（自己資金事業）	8
1.	病院機能評価事業.....	8
2.	教育研修事業.....	10
3.	認定病院患者安全推進事業	11
4.	産科医療補償制度運営事業	11
IV-2.	補助金等事業	13
1.	評価機構における補助金等事業の位置づけ	13
2.	各事業の主要な取組み	13
1)	EBM 医療情報事業	13
2)	医療事故防止事業.....	14
3)	医療の質向上のための体制整備事業	15
4)	研究開発等事業（医師国家試験・医学教育に関する研究）	15
V.	新しい価値の創造.....	17
VI.	各事業活動を支える評価機構共通の取組み	18
	担当者一覧.....	20
	中期事業計画策定に向けた検討経過	21
	策定後記	23

I. はじめに

設立 30 周年を迎える 2025 年度からの中期事業計画（2025 年度～2029 年度）について、これまでの経緯や作成にあたっての考え方等をここに記す。

中期事業計画を作成するにあたって私なりに感じていることは、歴史はある周期で動いているのではないかと考えている。我が国の制度が大きく変わった 1868 年の明治維新から 1945 年の第二次世界大戦敗戦までの約 80 年間、それから約 80 年経過して我が国は先の大戦の敗戦時と同じ様にどん底にいるように思える。このような歴史の節目を考えると、目に見えないクオントムリープが起こるように想像できる。2024 年は評価機構にとって新しい中期事業計画を作成する良い機会であるのではないかと考えている。

従来の中期事業計画は、評価機構の理念、価値に基づき作成し、事業年度ごとに年度事業計画を策定して事業運営を遂行してきた。直近の中期事業計画は 2018 年度～2022 年度であったが、新型コロナウイルス感染症が 2019 年に発生し、2020 年には全世界で蔓延したため、評価機構でも通常の事業運営が出来ない状況になった。本来ならば、中期事業計画を切れ間なく継承するため、新しい中期事業計画を 2021 年度中に作成すべきだったが、この新型コロナウイルス感染症が蔓延している非常事態下での事業運営は、事業部ごとの単年度事業計画での遂行する方針で対応した。

2023 年に新型コロナウイルス感染症も収束に向かいつつあること、および 2025 年 7 月に設立 30 周年を迎えることから、新しい中期事業計画を作成することとした。我が国は日本特有の自然資産、文化資産、技術資産を有しており、日本価値を高めている。評価機構はこれまで培ってきた独自の資産を使って、これからの我が国の医療の質の向上に貢献すべきと考えている。そこで、計画の作成にあたっては、従来各事業部独自で作成していたものから全職員参加型で進めるために「みらいの JQ プロジェクト (MJQ)」を立ち上げた。また、この MJQ を強力に推進するため専務理事を責任者とする「プロジェクトマネジメントオフィス (PMO)」をつくり、各事業部と連携し、課題整理や目標を設定し原案を作成して、執行役員会である運営会議で議論し中期事業計画を取りまとめた。

近年、医療技術や AI を始めとする各種テクノロジーの急速な発展や少子高齢化など様々な問題が出現し、医療を取り巻く環境が厳しい中で、2025 年度からの中期事業計画を作成するにあたっては、これまでの事業の延長として捉えるだけでなく、2040 年、2050 年の将来の医療の姿を見据えて医療文化をデザインすることが重要と考える。

そこで、「みらいの医療文化をデザインする」というキャッチフレーズを掲げて、国民が安全で質の高い医療を受けることができるような社会の実現に向けて、専門性の高い総合的な第三者機関として、一層の事業発展に取り組んでいく。

代表理事 理事長 河北博文

II. 前中期事業計画（2018-2022 年度）の総括

本章では、2018 年 4 月から 2023 年 3 月までの前中期事業計画を振り返り、事業ごと（病院機能評価事業、産科医療補償制度運営事業、EBM 医療情報事業、医療事故防止事業、認定病院患者安全推進事業、教育研修事業および各事業に共通する主要なテーマ）の総括を記す。

1. 病院機能評価事業

病院機能評価事業は、「医療機能評価を通じて、患者が安心して医療を享受でき、職員が働きやすく、地域に信頼される病院づくりに貢献する」という「次世代医療機能評価のビジョン」（2015 年 7 月策定）に基づいて事業を展開してきた。

中心となる病院機能評価では、2018 年 4 月に 3rdG:Ver.2.0 の運用を開始し、特定機能病院を対象とした機能種別「一般病院 3」を新設して、カルテレビューや医療安全ラウンドなど新しい審査手法を導入した。2023 年 4 月に 3rdG:Ver.3.0 の運用を開始し、一部の審査手法を他の機能種別へ展開した。2020 年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大時には訪問審査が中止となるケースが多く起こったが、認定有効期限を越えて受審できる特例措置を設けて対応した。

組織への支援としては、従来の受審支援の内容を整理・拡充したほか、新型コロナウイルス感染症対応としてオンラインでのセミナーや個別支援を開始した。さらに、データに基づく継続的な質改善活動の支援として、2018 年度から「患者満足度・職員やりがい度活用支援」、2020 年度から「医療安全文化調査活用支援」を開始した。

2. 産科医療補償制度運営事業

産科医療補償制度運営事業は、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性麻痺発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供するなどにより、紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上を図ってきた。

関係学会・団体を通じて制度の周知を恒常的に実施するとともに、5 年間で審査を 2081 件および原因分析を 1795 件実施した。また、再発防止に関する報告書を毎年 1 冊ずつ作成し公表した。なお、2018 年度および 2021 年度には分娩機関や保護者に対して原因分析と再発防止に関するアンケートを実施した。また、産科医療の質の向上と事業の透明性の観点から、「原因分析報告書要約版」の公表および「原因分析報告書全文版（マスキング版）」等の開示を行うとともに、制度創設から蓄積された情報を収集・分析した「産科医療補償制度レポート Vol.1」を公表した。

さらには、医療関係団体、患者団体、保険者等の関係者からなる検討会において補償対象基準や掛金等について検討し、社会保障審議会医療保険部会で承認され、2022 年 1 月より改定を実施し、制度の充実を図った。

3. EBM 医療情報事業

EBM 医療情報事業 (Minds) は、質の高い診療ガイドラインを中心とした医療情報の普及を通じて、患者と医療者の意思決定を支援することで、医療の質の向上を図ることを目的としている。

Minds は、診療ガイドライン評価選定・公開、診療ガイドライン作成支援、診療ガイドライン活用促進を事業の主軸とし、診療ガイドラインデータベースである「Minds ガイドラインライブラリ (<https://minds.jcqh.or.jp/>)」を運営し、インターネットを通じて、誰もが無料で診療ガイドラインやその関連情報を閲覧できる環境を整備してきた。

継続的に診療ガイドライン評価選定・公開を実施し、診療ガイドライン登録件数は2023年3月末時点で766件である。また、作成支援としてガイドライン作成者を対象に相談会や意見交換会を実施し、2021年3月に「診療ガイドライン作成マニュアル2020 ver.3.0」を公開した。なお、国際的なネットワーク強化を目的に2019年3月に「Minds Tokyo GRADE Center」を設置し、セミナー開催や動画教材の紹介を通じて、GRADE アプローチを踏まえた診療ガイドライン作成方法の普及に努めた。

さらに、診療ガイドラインが医療現場で利便性高く活用されることを目的に、活用事例の収集や、診療ガイドラインと電子カルテの連携をテーマとする調査研究を実施し結果を報告した。この取組みと併せて、診療ガイドラインデータの標準化に向け、作成フォーマットの開発を進めた。

4. 医療事故防止事業

医療事故防止事業は、報告された事例を分析して情報を提供し、医療安全対策の推進を図ることを目的に、医療事故情報収集等事業、薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業を運営してきた。

医療事故情報収集等事業の参加医療機関数は年々増加し、2017年と比べて2022年の医療事故情報の報告件数は約1.3倍となった。報告された事例から、報告書(年4回)や医療安全情報(年12回)などを提供した。また、事業開始後15年が経過したことや医療体制などの変化に伴い、2020年度から報告項目の検討を開始し、システム改修に向けて準備を行った。

薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業は、2017年と比べて2022年の参加薬局数は約4倍、事例の報告件数は約20倍に増加した。薬局が報告しやすい環境を整備するため、2019年度に報告項目の改定と事例報告システムの改修を行った。報告された事例から、報告書(年2回)や共有すべき事例(年12回)を提供してきた。

さらに、毎年、事業参加医療機関・薬局を対象に、事業の成果物の活用と報告の質向上を目的とした研修会や、医療機関と薬局の連携による医療安全の取組みについての研修会を行ってきた。

2020年度からは、歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業の運営や報告項目について検討を行い、2022年度は事例報告システム・事例管理システムを構築した。

5. 認定病院患者安全推進事業

認定病院患者安全推進事業は、病院機能評価の認定を取得した病院の有志が主体となって患者安全推進協議会を発足し 2003 年 4 月から事業として運営してきた。

医療安全に関して緊急性の高い課題に応じた部会を設置し、年度ごとにテーマを変えながら検討を行うとともに、セミナー、フォーラムの開催や、患者安全推進ジャーナルの発刊を継続してきた。

2020 年からは新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、院内の医療安全研修に役立つ教育動画を年間 5 本、継続して配信してきた。一部のセミナー以外の多くのセミナーを対面からオンライン形式へ変更して開催し、感染や災害に影響されることなく集客が可能となり、当事業の活性化を図った。その結果、認定病院患者安全推進協議会の会員病院は 1300 病院を維持してきた。

6. 教育研修事業

教育研修事業は、医療の質の向上を目的に継続的な質改善活動を実現するために、「個」の知識の向上と組織のガバナンス強化を目指し、4 種類（医療クオリティマネジャー養成、医療対話推進者養成、JQ 医療安全管理者養成、医療安全マスタープログラム）の基礎プログラムのセミナーを継続して開催してきた。

2020 年からは新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、セミナーを対面からオンライン形式へ変更した。動画を活用したアクティブラーニング型の研修開催に向けて、職員の知識・技術を強化することにより安定したセミナー運営と参加者の一定数の維持に繋がった。オンラインライブでのグループワークが充実して、対面と同等の満足感が得られたこと、また移動時間が少なく遠隔地からも参加しやすいことが評価された。

医療クオリティマネジャー養成セミナーと医療対話推進者養成セミナー修了後に、認定・更新制度を設け 3 年ごとの更新を実施した。研修修了者の継続学習として、各基礎プログラムのセミナー修了者に対してフォローアップセミナーを定期的に開催してきた。

特定機能病院管理者研修を 2017 年度から厚生労働省の委託事業として毎年実施してきた。JQ 医療安全管理者養成研修を 2022 年度から開催し、年間 400 名が修了した。この研修で使用する e-learning は、標準的プログラムとして医療関係団体と連携してきた。

7. その他

1) 人事関連

前中期事業計画の 5 年間、評価機構の理念達成に向けて 1 人ひとりの職員が評価機構の求める人材に成長できるよう、以下の人事関連の取組みを積極的に実施してきた。

(1) 人材育成

これまで業務知識の習得は学会や外部セミナーへの参加など、職員の自主性に任せていた部分が大きく、職員研修は体系的に整備されていなかったが、人材育成の観点で以下の取組みを行ってきた。

ア 社内研修制度

評価機構として職員に身につけて欲しい知識・スキルを習得する機会を提供する「社内研修制度」を創設した。具体的には、管理職層へのコミュニケーション等のソフトスキル研修や、全職員を対象にしたハラスメントとコンプライアンス研修などを実施してきた。

イ 自己啓発支援制度

職員の自主的学習を支援する目的で、資格取得や外部の通信教育の受講などにかかった費用の一部を評価機構が補助する制度を創設した。

ウ 新入職員育成

新入職員が配属された場合、試用期間（6ヵ月間）中の専属メンターを定め、かつ6ヵ月後の到達ゴールを明確にした上で毎月メンターと面談を実施し、進捗状況を確認している。さらに、入職3ヵ月後には、評価機構としても新人の育成状況を確認するため、事務局長との面談も実施する体制とした。

(2) 人事評価制度等

評価機構には部長以下、6つの役職があるが、求められる能力・役割が曖昧であったため、それを明確に定めた。その上で、「業務能力」、「情意」、「業績」の3要素による総合評価の評価体系を策定し、職員への説明、実施後の振り返りなどを通じて、定着を進めてきた。

(3) 勤務環境整備等

人材育成の一環として「働きやすさの向上」にも注力し、以下の取組みを始めた。

ア 在宅勤務、時差出勤制度の導入

2020年の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、「在宅勤務」と「時差出勤制度」を導入した。

イ 「時間休」制度の導入

これまで、有給休暇は1日単位と半日単位しかなかったが、職員の時間の有効活用に資するよう、「1時間」単位の休暇制度を導入した。

2) 広報関連

各事業の取組み等を広く関係者・国民へ紹介するために、定期機関誌の発刊および定例記者会見を開催した。また、2020年度には創立25周年を記念した記念誌を発刊した。

3) 国際関係

国際活動の一貫として、国際医療の質学会（ISQua）の年次大会において演題発表を行ったほか、ISQuaが実施する国際的な第三者評価（組織認定、評価項目認定）を2022年度に更新受審し、認定を継続している。その他、諸外国の医療関係者を対象とした研修を積極的に受け入れた。

4) 業務効率化

前中期事業計画期間中に、新型コロナウイルス感染症の拡大があったこともあり、これまで集合型で実施していた評議員会、理事会、運営会議等の各種会議体のWeb化を積極的に進め、紙資料の削減を進めてきた。

また、評価機構内の事務手続きにおいても、「年末調整のシステム化」や「経費精算事務のワークフロー化」を実施したほか、病院機能評価事業においては、「RPA の導入」や契約締結事務に「電子契約の導入」も行い、業務のデジタル化による効率化を進めてきた。

III. 中期事業計画のビジョン・目標

本章では、本中期事業計画が目指すビジョン・目標について、各事業に共通する主要なテーマを中心に記す。

1. 評価機構は設立から今日まで、医療の質・安全の向上に資する事業を「規模と範囲」の両面で拡大しつつ着実に成長を続けている。一方、この 30 年間で評価機構を取り巻く環境も大きく変化し、前中期事業計画期間には新型コロナウイルス感染症の蔓延という非常に困難な時期も経験したが、評価機構はその都度、そうした変化に柔軟に対応しながら、我が国の医療の質・安全の向上に貢献してきた。
2. 今般、設立 30 周年を迎えるにあたり、これまでの 30 年間の経験と実績を土台として、次の 10 年、20 年、更にはその先の発展も見据えて、2025 年度から5年間の中期事業計画を策定した。
3. 各事業においては各々が設定したビジョン達成に向けた取組みを行う。病院機能評価事業を中心とする「独自事業（自己資金事業）」においては、当該事業領域で一層のプレゼンスの向上を目指し、「補助金事業」においては、財源の特性を従来以上に意識した経営管理の強化を通じて、より安定的に事業運営を行う。
4. また、昨今の急速なデジタル化の進展に伴い、IoT や AI を活用した事業の高度化、効率化を推進する。
5. さらに、各事業単体の活動に加えて、本中期事業計画では事業を「横断的に繋げて」、「評価機構の総合力発揮」も目指していく。そして、こうした事業活動を健全かつ強固に推進していくために、すべての事業活動の基盤となる「ガバナンスの強化」や「人材投資の強化」にも取組み、また事業活動を行うにあたっては良き企業市民として「環境への配慮」にも十分意を用いる。

IV. 事業別中期事業計画

本章では、現在評価機構が実施する 8 つの事業の中期事業計画を独自に運営する事業と補助金等を主体とする事業に分けて記す。

IV-1. 独自事業（自己資金事業）

1. 病院機能評価事業

1) ビジョン

- (1) 病院機能評価事業が、我が国の病院機能評価における標準として、最大のマーケットシェアと信頼を引き続き維持する。病床シェアは 45%（おおむね 2300 病院）を目標とする。
- (2) 中小規模病院等を対象に、質改善の取組みを支援・認証する新たな仕組みを検討し試行する。
- (3) サーベイヤーのキャリアパスが確立し、所属組織においてもサーベイヤーの経験が高く評価されるように、サーベイヤー養成の充実を図る。

2) 主要な取組み

(1) 主要な取組み

ア サーベイヤーの確保・拡充

- ア) 種別・領域別サーベイヤー数の確保
- イ) キャリアラダーの確立

イ 受審病院の確保

- ア) 更新辞退の防止（支援の拡充）
- イ) 診療報酬等の制度への要望
- ウ) 社会的認知度の向上（表彰制度、キャンペーン等）

ウ 事務局体制の整備

- ア) 事務局職員の確保・育成
- イ) 業務フローの見直し
- ウ) 病院、大学等との人事交流

エ Ver.4.0 の開発

中長期的に新たな評価事業体系の実現を目指す大改定（4thG）に向けた方向性の検討と 3rdG: Ver.4.0 の開発・運用を開始する。

[大改定（4thG）のイメージ（案）]

- ・ 評価体系の見直し
- ・ 種別、項目の整理
- ・ 病院以外への展開（法人グループ、地域の評価、下記クを含む）
- ・ 評価手法（患者視点での評価、アウトカム評価の活用等）

[3rdG: Ver.4.0: 主な改定ポイント（案）]

- ・ 種別、評価項目の見直し

- ・評価手法（患者視点での評価、IT 技術の活用等）の見直し、在宅診療・オンライン診療の評価の強化等
- ・評価工程全体の見直し

オ ベンチマークを活用した質改善支援

- ア) 満足度・やりがい度
 - イ) 医療安全文化調査等
- 下記力を参照

カ データ活用の検討

病院機能評価等で収集するデータの活用方法を検討する。

[活用のイメージ(案)]

- ・学術的研究の支援
- ・加工したデータの公開・提供（有償／無償）
- ・ベンチマーク
- ・個別病院の支援とコンサルティング
- ・政策提言
- ・評価機構内他事業のデータと統合したデータウェアハウス構築の可能性も検討

キ 病院機能評価システムの更改準備

2032 年の更改に向けた仕様の確定

ク 質改善の取組みを支援・認証する新たな仕組みの検討と試行

- ア) 先行事例の情報収集
- イ) 方法論およびビジネスモデル（宣言型）の検討
- ウ) 試行

[対象のイメージ(案)]

- ・中小規模病院
- ・病院以外の医療機関・施設（診療所、在宅診療、介護施設、薬局等）

ケ サーベイヤーのキャリアパスの確立

- ア) 専門性、経験等に基づく認定などの検討
- イ) キャリアパス／表彰制度の確立
- ウ) 病院、大学等との人事交流

(2) 体制

ア 職員の配置については、関係する課をローテーションしながら育成する体制（クロストレーニング）を原則とする。

イ 具体的には、部・課の再編を含めて調整する必要がある。

上記取組みを実行するためには、2024 年 11 月 1 日時点の人員に加え、最低限でも以下の人員配置（体制強化）が必要である。

- ・開発体制 3 名増員（審査部業務経験者）
- ・業務見直し 2 名増員
- ・受審病院確保 3 名増員

2. 教育研修事業

1) ビジョン

教育研修事業において、病院機能評価を受審・更新する医療機関職員の個人への学習プログラムの提供として、「医療の質・安全」、「多職種参加」をキーワードに、高品質のプログラムの開発と継続した学習の仕組みづくりを JQ ブランドとして主導的立場を確立する。

2) 主要な取組み

(1) 主要な取組み

ア 従来事業の拡充を図り、ブランド価値を高め、JQ のプレゼンスを不動のものとする。

ア) 他団体のプログラムとの差別化（映像品質、付加教材の工夫）

イ) 進化する IoT を活用した臨場感のある教育プログラムの創出（「共創」がキーコンセプト）

ウ) 他団体の修了者も包含する学習履歴の一元管理（オープンバッジ発行の主導権を取る方策の検討と実践）の実装していく。

エ) メジャーな他事業体とのアライアンス（放送大学、医学書院等）

オ) 広報の強化（「JQ - MAP」への教育事業イメージの収斂）

カ) 各セミナー（QM、医療対話、医療安全等）の開催方法やプログラムをバージョンアップしていく。

イ 医療エグゼクティブ・オフィサー養成セミナーのプログラムを完成させ、事業として定着させる。

ア) 2025 年度に新規開催とする。病院の幹部層を対象に、多職種が参加し議論できるプログラムを確立し開催する。

イ) Case-Method Learning のプログラムを教育手法として完成させ事業展開する。

ウ 保有する教育研修資源（動画）を有効に活用した事業スキームを確立させる。

ア) 豊富に蓄積された／する教育研修（動画）を再構成して、新たなプログラムとして企画し提供する（下記エと連動する）。

イ) 基礎研修修了者のフォローアップセミナーの数と質の充実を図る。

ウ) 各基礎研修修了者向けのイベントを企画する（アルムナイ等）。

エ) JQ 医療安全管理者養成研修で配信中の講義動画を活用した学び直しのコースを検討・計画する。

オ) 動画ライブラリを検討・構築しビジネスに繋げる。

エ 地域への展開の戦略づくりに着手する。

医療的ケアの地域化の進展に合わせて、非病院事業体の「ニーズとマーケットの把握」、「適合する教育サービスの内容」、「ビジネススキーム」について情報収集し検討する。

オ 収益力を向上する。

マーケットの創出、プライス設定を勘案しつつ統合的に合理的主導権を維持する。

(2) 体制

事業規模の拡大に合わせた体制整備が必要となる。特に、企画力を有する人材と高度な情報システムを使いこなせる人材が必要である。

ア 事業目標達成ために職員能力開発も必要となる。

イ 大学や他業界との(期間を設定した)協働も検討する。

3. 認定病院患者安全推進事業

1) ビジョン

認定病院患者安全推進事業は、現場の病院の医療安全活動に特化した我が国で唯一の事業である。20 余年に及ぶ活動の伝統をまもり、更に進化させる。

2) 主要な取組み

(1) 主要な取組み

ア 新規会員病院の加入を働きかける広報活動

病院機能評価の受審や新規会員病院を増やすために広報活動を強化する。

イ 部会構成のスクラップアンドビルド

医療安全活動に必要な部会設置を検討し、設置する(慢性期病院や訪問看護ステーションの安全を集中的に議論する部会や検討会等)。

ウ 患者安全推進ジャーナルの継続的な発刊と企画内容の更新

ジャーナルを発刊して会員病院の取組みや医療安全に必要な最新情報の提供を行う。また、会員外への購読普及方策について検討し実施する。

エ 地域での医療安全活動ネットワーク事例の広報の強化

地域活動を取り上げた地域フォーラムの開催や活動の機関誌等で活動を紹介し、知見を広報する。

オ 教育研修動画の拡充

既存のものも含め蓄積された動画を体系的に整備し、提供する。また、新たな動画の作成も進め、会員病院における医療安全教育の充実に寄与する。

(2) 体制

既存の体制で本事業の実施は可能であるが、社会情勢に合わせて新たな部会の設置等で、業務量が増えた場合、若干の人員増が必要である。また、取材力の強化が必要である。

4. 産科医療補償制度運営事業

1) ビジョン

我が国の産科医療の質の向上と紛争の防止・早期解決に貢献するために、適正な審査・補償、原因分析、再発防止の取組みを通じ、産科医療補償制度が社会からより一層信頼され、安定的かつ今日的な視点を反映した制度を目指す。

2) 主要な取組み

(1) 主要な取組み

ア 制度の安定運営(審査・補償、原因分析、再発防止)

ア) 補償申請された事案について適正な審査を速やかに行い、補償対象事案に対し迅速な補償を行う。

イ) 原因分析報告書を迅速に作成するとともに、「別紙(要望書)」を用いた分娩機関への支援の強化、「原因分析報告書 全文版(マスキング版)」等の開示を通じて産科医療の質の向上を図る。

イ 本制度の総括と制度価値の周知

世界に先駆けて創設された本制度が産科医療の質の向上と紛争の防止・早期解決に寄与していることや補償対象者の支援に役立っていること等を周知し、本制度の認知度を高めることで、事業価値を引き上げる。

ウ 効果検証・アンケート調査の実施

これまでの本制度の効果検証および保護者や分娩機関等に対する本制度に関するアンケート、脳性麻痺発症率データの調査を実施する。

エ 次期システム開発と運用

2025 年秋の次期システム稼働に向けた開発と円滑な業務移行および移行後の安定稼働に取り組む。

オ 制度を安定させるための基盤整備

ア) 財源確保

(ア) 関係者(保険者、厚生労働省、日本産婦人科医会等関係団体等)へ状況説明し理解を得るとともに、財源確保にかかる具体的な検討を行う(掛金構造の見直し、次期改定等)。

(イ) 産科医療特別給付事業への剰余金活用の影響や出産育児一時金の在り方(社会保険化)の検討の動向を踏まえて対応策を検討する。

イ) 事務経費削減

部内経費削減プロジェクトの推進(PDCA サイクルの実践)および業務の削減、見直しを踏まえた委託(先)業務の在り方を検討する。

ウ) 部内体制の再編

次期システム移行に伴う部内運営体制の最適化の検討および審査課、原因分析課、再発防止課にまたがる業務を集約し推進する業務プロセス支援課の設置等を行う。

(2) 体制

ア 産科医療特別給付事業の実施にかかる体制の確保を図る(産科制度運営への影響の極小化)。

イ 次期システム移行に伴う部内運営体制の最適化を検討する。

ウ 部内人材育成プログラムの策定と部内人事ローテーションを実施する。

IV-2. 補助金等事業

1. 評価機構における補助金等事業の位置づけ

- 1) 今日、我が国の医療を取り巻く環境は、設立当初から大きく変化し、以前にも増して、多様な視点で医療を捉えることが求められている。評価機構は、医療の質・安全の向上と信頼できる医療の確保を理念とし「病院機能評価事業」をはじめとして様々な事業を実施し発展を遂げてきた。これら事業の多くは、国の補助金等事業として取り組むなど、行政機関等から高い評価と信頼を得ている。
- 2) 評価機構は、今後も我が国を代表する中立的・科学的な第三者機関として、理念達成や成長に必要な事業を展開するために、今後も補助金等を活用していく。
- 3) 一方、補助金等の有期である財源の特性を踏まえ、評価機構が実施する意義および事業環境の変化などを常に意識した、強固な経営管理が必要と再認識し、組織的な管理を強化していく。

2. 各事業の主要な取組み

1) EBM 医療情報事業

(1) ビジョン

信頼できる診療ガイドライン等が効率的・効果的に作成・改訂され、利便性高く活用される情報環境を整備して、医療現場で質の高い医療情報が普及・活用されることにより医療の質向上に貢献することを目指す。

(2) 主要な取組み

ア 診療ガイドラインの評価・認定事業

Minds で評価・認定されたガイドラインのブランディングと周知広報を強化し、信頼できる医療情報データベースとしての普及・活用を推進する。

イ 診療ガイドラインの公開事業

提供する医療情報は診療ガイドライン本体に留まらず、それらの2次利用情報や関連情報も合わせて提供し利便性の向上を図る。

ウ 診療ガイドラインの作成支援事業

ア) 作成団体が信頼できる診療ガイドラインを効率的・効果的に作成できるよう、作成方法に関する情報や作成ツールを提供する。

イ) 作成団体のニーズに基づく作成支援サービスを継続的・安定的に運営できるように、独立事業化に向けた準備（調査・試行、事業連携等）を行い、事業実施体制を整備する。

エ 医療情報プラットフォーム構築

診療ガイドラインの作成・評価・認定・公開のほか、情報利用者や医療現場からのフィードバックを一元的に行えるように、診療ガイドラインデータの標準化に向けた作成フォーマットの開発とともに、医療情報プラットフォームを構築し、各医療情報システムと連携可能な環境整備を行う。

オ 評価機構内での事業連携および関係団体（日本医学会・日本医師会・日本医療研究開発機構（AMED）等）との事業連携

上記のア、イ、ウ、エを効果的・効率的に行うために、評価機構内での事業連携および関係団体との連携を図り、相乗効果を生み出せる連携体制を構築できるよう準備を進める。

カ 独立事業化に向けた新体制整備

上記ウをはじめ、ア、イ、エにおいても、質の高い医療情報が広く普及し、活用されるために EBM 医療情報事業が継続的・安定的に運営されるように、段階的な独立事業化を目指し、必要な準備（調査・試行・事業連携等）を進める。

2) 医療事故防止事業

(1) ビジョン

医療事故の発生予防や再発防止を推進するため、医療事故情報収集等事業、薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業、歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業の3つの事業を安定的に運営し、医療安全に資する情報を提供する。

(2) 主要な取組み

ア 有用な情報の提供

各事業の主軸である医療事故情報収集等事業の「医療安全情報」、薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業の「共有すべき事例」、「事例から学ぶ」、歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業の「歯科ヒヤリ・ハット通信」の内容を更に充実させる。また、事業間で連携した情報提供を行う。

イ 他団体との連携の強化

医薬品医療機器総合機構（PMDA）等の団体と互いの得意分野を発揮した情報を共同して作成し、医療機関や薬局、歯科診療所に有益な情報提供を行う。本事業が提供した情報について他団体での活用を促進する。

ウ ICT の進歩に伴った新しい形の情報発信

「事例検索システム」（2024 年度改修）を利用したユーザによる事例の活用を促進する。また、医療機関の医療安全の担当者だけでなく、現場の医療従事者に直接届くような情報提供の方法を検討する。

エ 事例報告の質の向上を目指した研修

これまでの研修実績を活用して、報告事例の質の向上のため、事業参加施設を対象とした研修を実施する。

オ 広報活動による事業の周知

各事業の認知度が高まり、提供する情報が更に広く社会で活用されるように、それぞれの事業について、医療従事者や国民に向けて広報活動を積極的に行う。

カ 財源の確保

厚生労働省（医政局 地域医療計画課 医療安全推進・医務指導室、医薬局 総務課 薬局・販売制度企画室、医政局 総務課 歯科保健課）と事業の方向や事業運営に必要な経費について協議し、各事業を実施

するにあたって必要な補助金額を確保する。また、他の財源確保の方策についても検討する。

3) 医療の質向上のための体制整備事業

(1) ビジョン

全国津々浦々の病院に、医療の質指標を用いた質改善活動の普及を図り、医療の質向上に貢献する。

ア 我が国の病院等に共通して計測が求められる標準指標を設定する。

イ 設定した標準指標は、国の制度を通じて普及を図る。

ウ 設定した標準指標を定期的に保守するなど、標準指標の管理を行う。

(2) 主要な取組み

ア 質指標の標準化・普及

ア) 新たな指標(有効性指標等)の設定(DPC データ等の活用)

(ア) (2024-25 年度)新指標の検討

(イ) (2025-27 年度)新指標の設定

イ) 医療の質指標基本ガイドの改定(随時)

ウ) 全国への普及のために国の制度との連携を提案(2025-29 年度)

イ 質指標の運用(計測)

ア) 医療の質可視化プロジェクトの運営

(ア) (2024-29 年度)9 指標の運用

(イ) (2028-29年度)新指標の運用(以降継続)

イ) 中央集計を想定したデータ一元管理の検討

(ア) (2024-27 年度)構想策定

(イ) (2028-29年度)中央集計への移行準備

ウ 質指標の保守

ア) 共通領域(病院機能にかかわらず、共通して計測が求められる質指標)の保守(2024-29 年度)

イ) 新指標の保守(2028 年度以降)

4) 研究開発等事業(医師国家試験・医学教育に関する研究)

(1) ビジョン

我が国の医療の質の向上を図るためには、卒前教育、卒後教育、生涯教育のシームレスな医学教育の取組みの充実が重要である。医学教育において大きな課題となっている、医師国家試験の CBT 化と臨床実習等に関する厚生労働科学研究に取り組み、我が国の医学教育と医師国家試験の充実に貢献する。

(2) 主要な取組み

ア 厚生労働科学研究の実施

CBT 医師国家試験の実現に向けて、全国の医学部を対象としたトリアル試験の実施を通して、CBT 問題の作成と人材育成、システム運用、実施の課題とその改善策を整理するとともに、臨床実習における医学生の適正な評価、医師国家試験出題基準の検証、外国の医学部を

卒業した者に対する予備試験等の課題に関して一体的に研究を行い、今後の医師国家試験と医学教育の充実に向けて提言する。

イ 関係団体等の連携

厚生労働省、文部科学省等の関係省庁、および日本医学教育学会、日本医学会、全国医学部長病院長会議、日本医師会等の関係団体と十分に連携して、CBT 医師国家試験の実装や診療参加型臨床実習の充実等について検討する。

ウ 評価機構内の他事業との連携

本研究で実施するトライアル試験やワークショップ等を通じて、IT システムの応用、動画・音声教材の作成、人材育成等のノウハウを評価機構の他事業と共有し、新しい事業および既存事業の発展に繋げる。

V. 新しい価値の創造

本章では、評価機構が様々な事業を通じて培ってきた実績をもとに、みらいの医療文化をデザインするための展望について記す。

1. 評価機構は、医療の質・安全の向上と信頼できる医療の確保を目的に様々な事業を行ってきた。これらを通じ、各分野における専門家との幅広い人脈を形成し、医療機関における医療の質・安全に関するデータ等を集積するとともに、多岐にわたり業務ノウハウを修得してきた。これらは、評価機構の各事業部が長年にわたり独自の運営管理において蓄積してきた資産と言える。
2. 一方で、更なる評価機構の成長を図るためには、事業部ごとに蓄積された資産を横断的に有効活用することが必要である。
3. そこで、評価機構設立 30 周年を機に、理念達成や成長に向けた「新しい価値の創造」について本格的な取組みを始める。具体的には、新たなプロジェクトチームを立ち上げ、まずは評価機構内で各事業部が保有する資産の有機的活用など、部署横断的な取組みを進めるとともに、外部団体等との連携や協働についても検討する。

VI. 各事業活動を支える評価機構共通の取組み

本章では、前述する各事業の中期事業計画達成に必要な基盤と考える評価機構共通の取組みについて記す。

1. ガバナンスの強化

前中期事業計画ではガバナンスのベースとなる「職務権限の見直し」、「規則・規程の整理」を実施してきたが、次期では以下の3点に取り組む。

1) 経営体制に関するガバナンスの強化

(1) 理事の定年制や再任回数の上限等の導入

(2) 執行理事の円滑な継承

2) 事業執行に関するガバナンスの強化

(1) 既存事業は、KPI 設定による事業進捗管理の強化

(2) 新規事業は、規律ある実施可否の判断基準の導入

3) 情報に関するガバナンスの強化（セキュリティ強化）

(1) 前中期事業計画期間に策定した「情報システム管理規程」の定着

(2) 外部監査の導入

2. 人材投資の推進

評価機構の事業を担う個々の職員が持てる能力を十分発揮できる環境を整備していく（職員教育、働く環境を中心に整備を進める）。

「職員教育」については、知識習得だけではなく、実務を通じた人材育成にも配慮し、同時に今後の職員の世代交代も意識して取り組んでいく。「働く環境」については、「ハード面」として「デジタル化による業務効率の向上」、「ソフト面」として「働きやすい環境の整備（規則、制度の見直し等）」および、より一層の「適正な評価とそれに見合った処遇（年齢に関係なく、能力、実績による評価、処遇）の改善」を進めていく。

1) 職員教育

(1) 管理職層の強化・育成（評価機構の次世代を担うリーダーの強化、育成）

(2) 職員全員への教育（評価機構職員として備えるべき知識等の習得）

(3) 新しい知識習得、経験をする機会の提供（積極的な人事異動、業務改善サロン等の活用）

2) 働く環境

(1) ハード：デジタル化の推進による業務効率化（起案のワークフロー化、AI 活用）

(2) ソフト：「働きやすい環境（制度の見直し等）の推進」および「適正な評価・処遇の推進」

3. 環境に配慮した事業活動

現在、評価機構は、事業運営の過程で電力使用や紙の使用・廃棄により一定量の CO₂ を排出している。今後は、「企業市民」として、資源の有効活用、特に紙の使用量削減を通じて CO₂ 削減に取り組み、環境にも配慮した事業活動を行う。

担当者一覧

総責任者	河北 博文	代表理事 理事長
プロジェクト責任者 (運営事務局)	上田 茂	専務理事
	橋本 廸生	常務理事
	横田 章	常務理事兼事務局長
	大島 秀男	執行理事
プロジェクトメンバー (運営事務局)	飛田 浩司	事務局次長兼総務部長
	神保 勝也	事務局長付参与兼評価事業推進部副部長
	岩瀬 友志	産科医療補償制度運営事業部課長代理
	飯村 裕一朗	評価事業推進部係長
	黒木 孝太	医療事故防止事業部主任
	河邊 絵里	EBM 医療情報事業部主任
	奥村 晃子	EBM 医療情報事業部長
	川崎 悦子	教育研修事業部課長代理
病院機能評価事業	橋本 廸生	常務理事
	長谷川 友紀	執行理事
	遠矢 雅史	評価事業推進部長
	横山 玲	評価事業推進部副部長
	小倉 裕二	評価事業審査部長
教育研修事業 認定病院患者安全推進事業	橋本 廸生	常務理事
	遠田 光子	教育研修事業部長
	伊東 治雄	教育研修事業部副部長
産科医療補償制度運営事業	鈴木 英明	執行理事
	西 幸浩	産科医療補償制度運営事業部長
	杉村 敏行	(前)産科医療補償制度運営事業部長
EBM 医療情報事業	福岡 敏雄	執行理事
	奥村 晃子	EBM 医療情報事業部長
医療事故防止事業	後 信	執行理事
	坂口 美佐	医療事故防止事業部長
	井上 純子	医療事故防止事業部副部長
医療の質向上のための体制整備事業	亀田 俊忠	執行理事
	菅原 浩幸	統括調整役
医師国家試験・医学教育に関する研究	河北 博文	代表理事 理事長
	上田 茂	専務理事
	栗原 博之	評価事業推進部参与
	大谷 俊平	総務部係長
	中田 祐太	総務部主任

中期事業計画策定に向けた検討経過

2022 年

- 5-6 月 ・ 中期計画策定スタートアップチーム設置 (上田専務,橋本常務,大島理事,横田局長,飛田次長,神保参与)
- ・ スタートアップチーム会議の実施 (計 12 回)
- 7 月 ・ 運営会議報告 (7/8)
- 8 月 ・ 部長層を対象としたアンケートの実施 (8/3-12)
- ・ スタートアップチーム会議の実施 (計 3 回)
- 9 月 ・ 運営会議報告 (9/16)
- ・ スタートアップチーム会議の実施 (計 3 回)
- 10 月 ・ キックオフミーティングの実施 (中期計画策定プロジェクト発足、事務局 (PMO) 設置)
- ・ プロジェクト会議の実施 (計 2 回)
- ・ PMO 会議の実施 (計 1 回)
- 11 月 ・ プロジェクト会議の実施 (計 1 回)
- ・ PMO 会議の実施 (計 3 回)
- 12 月 ・ 全職員を対象としたプロジェクト説明会の実施 (12/21)
- ・ PMO 会議の実施 (計 1 回)

2023 年

- 1 月 ・ PMO 会議の実施 (計 1 回)
- 2 月 ・ プロジェクト会議の実施 (計 1 回)
- ・ PMO 会議の実施 (計 1 回)
- 3 月 ・ 職員を対象としたプレグループワークの実施 (3/6)
- 4 月 ・ 運営会議報告 (4/21)
- ・ 職員を対象としたグループワークの実施 (4/17-18)
- ・ PMO 会議の実施 (計 1 回)
- 5 月 ・ 中期計画策定に向けた事業別説明の実施 (5/9-31)
- ・ PMO 会議の実施 (計 1 回)
- 6 月 ・ PMO 会議の実施 (計 2 回)
- 7 月 ・ プロジェクト会議の実施 (計 1 回)
- ・ PMO 会議の実施 (計 1 回)
- 8 月 ・ 運営会議報告 (8/18)
- ・ PMO 会議の実施 (計 1 回)
- 9 月 ・ PMO 会議の実施 (計 1 回)
- 10 月 ・ 事業部別意見交換会の実施 (教育 (10/23))
- ・ PMO 会議の実施 (計 3 回)
- 11 月 ・ 事業部別意見交換会の実施 (EBM (11/2), 審査 (11/22))
- ・ PMO 会議の実施 (計 3 回)
- 12 月 ・ 事業部別意見交換会の実施 (推進 (12/5), QI (12/8), 医療事故 (12/19))

2024 年

- 1 月 ・ プロジェクト会議の実施 (計 1 回)
- ・ PMO 会議の実施 (計 1 回)
- 2 月 ・ 事業部別意見交換会の実施 (医学教育 (2/15), 産科 (2/16), QI (2/28))
- ・ PMO 会議の実施 (計 1 回)
- 3 月 ・ 運営会議報告 (3/22)
- ・ 事業部別意見交換会の実施 (EBM&QI (3/15))
- 4 月 ・ 運営会議における意見交換 (EBM・QI・医学教育 (4/5), 教育・産科 (4/19))
- ・ PMO 会議の実施 (計 2 回)
- 5 月 ・ 運営会議における意見交換 (評価・医療事故 (5/10), QI (5/24))
- ・ PMO 会議の実施 (計 1 回)
- 6 月 ・ PMO 会議の実施 (計 1 回)

- 7 月 ・ 運営会議における意見交換 (QI (7/12), EBM・産科 (7/26))
- ・ PMO 会議の実施 (計 2 回)
- 8 月 ・ 運営会議における意見交換 (EBM・PMO (8/23))
- ・ PMO 会議の実施 (計 2 回)
- 9 月 ・ 運営会議における意見交換 (評価・医療事故 (9/6), QI (9/20))
- ・ PMO 会議の実施 (計 1 回)
- 10 月 ・ 運営会議報告 (全事業 (10/18))
- ・ PMO 会議の実施 (計 2 回)
- 11 月 ・ 運営会議報告 (全事業 (11/15))
- ・ PMO 会議の実施 (計 3 回)
- 12 月 ・ 運営会議報告 (全事業 (12/20))
- ・ PMO 会議の実施 (計 3 回)

2025 年

- 1 月 ・ 運営会議報告 (全事業 (1/24))
- ・ PMO 会議の実施 (計 3 回)
- 3 月 ・ 理事会・評議員会報告 (3/7)

PMO とは、Project Management Office の略であり、プロジェクト運営事務局を指す。

策定後記

2025年度からの中期事業計画の策定にあたっては、すべての職員に当事者として関心をもって積極的に参加してもらえるように、「みらいの JQ プロジェクト(MJQ)」を立ち上げて、プロジェクトマネジメントオフィス(PMO)会議、グループワーク、各事業部との意見交換、運営会議等において2年半にわたって議論し、中期事業計画を取りまとめました。職員参加型という新しい試みでしたが、部署横断的に自由に意見交換をすることができ、また職員一人ひとりに評価機構のみらいについて考えてもらうことができました。これまで熱心に取り組んでいただいたことに感謝するとともに、この経験をみんなと一緒にやってこれからの事業の実施に生かしたいと思います。

評価機構は、1995年7月27日に設立され、このたび設立30周年を迎えることになりましたが、これまで病院機能評価事業をはじめ幅広い事業に取り組み、我が国の医療の質と安全の向上に貢献してきました。しかしながら、近年の少子高齢化や技術革新の進展など医療環境は著しく変化していますので、これまでの事業の延長だけでなく、このような大きな社会の動きや将来の医療の姿を見据えて、国民や医療機関等から信頼されるような評価機構となるように、その役割を果たさなければと考えます。そこで、中期事業計画書のサブタイトルを「みらいの医療文化をデザインする」としましたが、国民が安全で質の高い医療を受けることができるような社会の実現に向けて、各事業にしっかり取り組みます。また、みらいの医療文化をデザインするための展望について議論しましたが、これまでの事業を通じて蓄積された人脈や業務ノウハウ、データを生かすことや、事業を横断的に取り組むことによって、新しい価値を創造することを計画しました。評価機構の専門性や総合力を生かして具体的に実践しようと考えています。

今後とも、国民の医療に対する信頼の確保と医療の質の向上に努めますので、皆様のご支援をよろしくお願いいたします。

専務理事 上田 茂